

出雲地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて

出雲地区合併協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の公務災害補償の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1 制度の適用

- (1) 2市5町に所属する委員等が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、出雲市の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和60年出雲市条例第1325号）〕、平田市の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年平田市条例第4号）〕、斐川町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年斐川町条例第4号）〕、佐田町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年佐田町条例第1号）〕、多伎町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年多伎町条例第3号）〕、湖陵町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年湖陵町条例第2号）〕、大社町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年大社町条例第21号）〕を適用するものとする。
- (2) (1)以外の委員等は、出雲地区合併協議会会長の属する市町の例による。

2 事務

1による委員等の公務災害補償事務は、それぞれの所属する市町において執行するものとする。

3 経費の負担

1により委員等に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、2市5町が均等に負担するものとする。

4 適用除外

2市5町その他の地方公共団体の常勤の行政職の職員にあつては、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体の制度により公務災害補償の適用を受けるとし、本件による取り決めは適用しないものとする。